条例制定改廃調書 条例改正に伴う新旧対照表 (別冊)

> 令和2年 奈良市議会12月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部	部を改正する条	例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	 ・令和2年人事院勧告(令和2年10月7日) ・特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第号) 	4 制定改廃 の概要	1. 奈良市特別職の期末手当の支給割合を改定する。(第1条から 第8条までによる改正) (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例 (2) 教育長の給与に関する条例 (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例
3 制定改廃の理由	・国家公務員の給与改定に準じて、本市の特別職の職員の期末手当の支給割合の改定を行う。		
5 施行期日	公布の日、令和3年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計	第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計
額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、	額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、
一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に	一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に
関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第24条第2項中「100分の130」	関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第24条第2項中「 <u>100分の125</u> 」
とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とする。	とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計	第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計
額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、	額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、
一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に	一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に
関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第24条第2項中「100分の125」	関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第24条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」
とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。	とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

教育長の給与に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、	第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、
その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職	その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職
の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する	の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する
条例第24条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とする。	条例第24条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。

教育長の給与に関する条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、	第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、
その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職	その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職
の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する	の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する
条例第24条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とす	条例第24条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とす
る。	る。

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表 (第5条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、	第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、
その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職	その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職
の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する	の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する
条例第24条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とする。	条例第24条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表 (第6条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、	第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、
その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職	その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職
の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する	の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する
条例第24条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とす	条例第24条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とす
る。	る。

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第7条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、	第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、
その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職	その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職
の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する	の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する
条例第24条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とする。	条例第24条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第8条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、	第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、
その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職	その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職
の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する	の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する
条例第24条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とす	条例第24条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とす
る。	る。

条例制定改廃調書

1 名 称	 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈	良市一般職の任	期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	 ・令和2年人事院勧告(令和2年10月7日) ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号) 	4 制定改廃 の概要	1. 一般職の職員の期末手当の改定(第1条及び第2条による改正) 国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定する。 2. 特定任期付職員の期末手当の改定(第3条及び第4条による改正) 国家公務員の給与改定に準じ、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定する。
3 制定改廃の理由	・国家公務員の給与改定に準じて、特定任期付職員を含む本市の一般職の職員の期末手当の支給割合の改定を行う。		
5 施行期日	公布の日、令和3年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第24条 略	第24条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準
日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区	日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」
とあるのは、「100分の72.5」とする。	とあるのは、「100分の72.5」とする。
4・5 略	4・5 略

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第24条 略	第24条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基
準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる	準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u>	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127
」とあるのは、「100分の72.5」とする。	<u>.5</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。
4·5 略	4・5 略

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

(特定任期付職員の給与の特例)

第6条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び2 第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員」と、給与を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の170」とする。

(特定任期付職員の給与の特例)

第6条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び 第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特 殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員 の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第5条 第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第 1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給 を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す る条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の165」とする。

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第4条による改正)

現行 改正案

(特定任期付職員の給与の特例)

第6条 略

第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特」第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特 殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員」殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員 の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第5条 の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第5条 第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第 1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給 を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す る条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第24条第2項中「100分の125 」とあるのは、「100分の165 」とす る。

(特定任期付職員の給与の特例)

第6条 略

特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び 第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第 1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給 を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す る条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第24条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」とす る。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・奈良市一般職の職員の給与に関する条例及 び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給 与の特例に関する条例の一部を改正する条 例(令和2年奈良市条例第 号)	4 制定改廃 の概要	1. 令和2年12月に支給する会計年度任用職員の期末手当について、支給率を現行どおり「100分の130」とする旨の規定を整備する。 (1) フルタイム会計年度任用職員の期末手当の特例(附則第6項関係) (2) パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例(附則第7項関係)
3 制定改廃 の理由	・奈良市一般職の職員の給与に関する条例の 一部改正に伴い、令和2年12月に支給す る会計年度任用職員の期末手当について現 行の支給水準を維持するため、所要の改正 を行う。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
附則	附則
1~5 略	1~5 略
	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)
	6 令和2年12月に期末手当を支給する場合における第14条第1項の規定の
	適用については、同項の規定により準用される給与条例第24条第2項中
	「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。
	(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)
	7 令和2年12月に期末手当を支給する場合における第24条第1項の規定の
	適用については、同項の規定により準用される給与条例第24条第2項中
	「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。